

あ と が き

編集顧問

糸 満 盛 憲
越 智 隆 弘
小 野 啓 郎
黒 坂 昌 弘
清 水 克 時
高 岸 憲 二
竹 光 義 治
富 田 勝 郎
戸 山 芳 昭
内 藤 正 俊
守 屋 秀 繁
矢 部 裕
山 室 隆 夫

編集主幹

吉 川 秀 樹
編集委員
金 谷 文 則
黒 田 良 祐
土 屋 弘 行
仁 木 久 照
松 本 守 雄
松 山 幸 弘
山 本 卓 明

この原稿を書いている4月2日には、東京で桜が満開と報告されていました。沖縄の桜は2月には散りましたが、亜熱帯に属するため1年中花が咲いており、今はブーゲンビリアとハイビスカスが咲き誇っています。札幌市内ではまだ雪が残っている箇所もあるとのこと、日中の気温が20℃を超える沖縄にいと、日本が南北に長いことを実感します。

本号の誌上シンポジウム「成人脊柱変形の目指すポイント：PI-LL $\leq$ 10°，PT $<$ 20°はすべての年齢層に当てはまるのか」は素晴らしい企画です。従来はチャレンジと考えられた成人脊柱変形の治療法が、手術手技、器具そしてモニター法の進歩により、標準的な手術手技となりつつある過程を目の当たりにしていることを実感いたしました。本シンポジウムでは手術適応、矯正目標に加えてナビゲーションを含めた手術手技も詳述されています。熟読のうへ、臨床にお役立ていただければ幸いです。

座談会「医療制度の大変革期における整形外科」は今後の整形外科のあり方を考えるうえで重要な問題を提起しています。新専門医制度では基本19科に総合診療科が加わります。日本における整形外科医は全医師の7.1%と内科の21.8%に次ぎ、患者数は内科の半分弱です。一方、米国と比べると人口あたりの整形外科医数は約2倍です。米国であればgeneral practitioner(GP)やfamily doctorが運動器疾患を診察して整形外科医に紹介し、整形外科医は主に手術のみを行っています。手術適応ではない紹介患者も多くみられます。日本では20~30歳代は病院で研修し、50歳以降にメスを置いて整形外科開業医(誤解されやすい名称ですが、保存療法主体のいわゆる整形外科医)となる人が多いため、運動器疾患に対する整形外科開業医の診断は的確であり、整形外科開業医が運動器疾患に対する治療上重要な役割を占めています。今後、整形外科専門医の資格維持に手術件数が必須となれば、整形外科開業医ばかりでなく外科系開業医の多くは総合診療科を標榜する可能性も考えられます。さらに高齢者は合併症も多く、今後one-stopでの医療が医療費削減のために要求されることが見込まれるため、整形外科開業医と総合診療科が競合することも予測されます。

整形外科/知ってるつもり欄では、足底腱膜炎の診断と治療におけるエコーの有用性が紹介されています。境界領域欄では患者申出療養制度が紹介されています。混合診療に対する移行期のため複雑な制度となっていますが、将来は使いやすい制度になることを期待しております。

本号は有用な情報が満載されています。日常の臨床や研究にお役立ていただければ幸いです。
(金谷文則)

臨床整形外科 (第52巻第5号)

2017年5月25日発行(毎月1回25日発行)

定価 本体2,600円＋税

2017年 年間購読料(送料弊社負担・本体価格)

冊子版 28,080円＋税

冊子＋電子版/(個人) 33,080円＋税

電子版/(個人) 28,080円＋税

E-mail rinseige@igaku-shoin.co.jp

Web <http://www.igaku-shoin.co.jp/mag/rinseige>

発 行 株式会社 医学書院

代 表 者 金 原 優

〒113-8719 東京都文京区本郷1-28-23

電話 編集室直通 (03)3817-5702(担当：石井・前野)

販売部直通 (03)3817-5659

ファクシミリ (03)3815-7802

振替口座 00170-9-96693 番

印刷所 (株)アイワード 電話 (011)241-9341

広告申込所 (株)医薬広告社 電話 (03)3814-1971

オンライン投稿 ID:rinseige パスワード:rinseige

・Published by IGAKU-SHOIN Ltd. 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku Tokyo © 2017. Printed in Japan.

・本誌に掲載された著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・貸与権・公衆送信権(送信可能化権を含む)は株式会社医学書院が保有します。

・本誌を無断で複製する行為(複写、スキャン、デジタルデータ化など)は、「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。大学、病院、診療所、企業などにおいて、業務上使用する目的(診療、研究活動を含む)で上記の行為を行うことは、その使用範囲が内部的であっても、私的使用には該当せず、違法です。また私的使用に該当する場合であっても、代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。

・**JCOPY** (出版者著作権管理機構委託出版物)

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に出版者著作権管理機構(電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, info@jcopy.or.jp)の承諾を得てください。

*「臨床整形外科」は株式会社医学書院の登録商標です。